

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針の一部変更について

〔平成30年3月30日
閣議決定案〕

中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第8条第6項の規定に基づき、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針（平成18年9月8日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

第1章1中「子ども」を「子ども・子育て世代」に、「高齢化」を「少子高齢化」に改める。

第1章2①中「対応した、」の下に「子ども・子育て世代や」を加える。

第2章1中「都市再生」を「まち・ひと・しごと創生、都市再生」に改める。

第2章4（2）中「当該措置」を「当該支援措置」に改める。

第2章5中「国」を「政府」に改める。

第2章6（1）①中「少子化」を「少子高齢化」に改める。

第2章6（1）⑤中「その成果」を「必要に応じて認定基本計画の見直し等について助言を行う。また、フォローアップ等の成果」に改め、第2章6（1）⑥とし、⑥の次に次のように加える。

⑦ 内閣総理大臣は、認定基本計画における成功事例についての調査、分析に取り組むとともに、その結果を公表することにより、全国の中心市街地における取組を刺激し、その活性化を図る。

第2章6（1）④中「認定計画」を「認定基本計画」に、「結果」を「結果等」に改め、第2章6（1）⑤とする。

第2章6（1）③の次に次のように加える。

④ 認定基本計画の期間終了後も効果を持続していくことが重要であることから、市町村は、目標の達成状況に関する評価指標に基づく評価を行い、PDCAサイクルを継続することが望ましい。

第2章6(2)③中「(1)②」の下に「③⑥」を、「実施するに当たり、」の下に「定期的に情報共有等を図るための関係府省庁連絡会議を開催する場合等において、」を加える。

第7章見出し中「、中心市街地特例通訳案内士育成等事業」を削る。

第7章2中「中心市街地特例通訳案内士育成等事業、⑤」を削る。

第7章2(1)③中「記載する」を「記載するものとする」に改める。

第7章2(2)③中「記載することとする」を「それぞれ記載するものとする」に改める。

第7章2(3)③中「記載する」を「それぞれ記載するものとする」に改める。

第7章2(5)①c)中「場合は」を「場合に」に改める。

第7章2(5)②a)中「認定中心市街地及び」を「認定中心市街地又は」に改める。

第7章2(5)②b)中「地域住民が」を「地域住民等が」に改める。

第7章2(5)③中「道路管理者・公安委員会」を「道路管理者、公安委員会」に改める。

第7章2(4)を削り、(5)を(4)とする。

第8章1(2)①b)中「BRT」を「BRT」に改める。

第8章2(1)②a)中「(情報交流施設等)、又は」を「(情報交流施設等) 又は」に改める。

第8章2(1)③及び(2)③中「期間内」を「計画期間内」に改める。

第8章2(5)見出し中「協議会における協議」を「特定民間中心市街地活性化事業や特定民間中心市街地経済活力向上事業として行う特定事業に係る協議会における協議」に改める。

第11章1中「地元住民や自治体」を「地域住民や市町村」に改める。

第11章3（1）見出し中「地元住民」を「地域住民」に改める。

第11章3（4）中「特定民間中心市街地経済活力向上事業が」を「特定民間中心市街地経済活力向上事業は」に改める。

第12章2中「策定すれば」を削り、「立地適正化計画」の下に「が策定されている場合は、当該計画」を加える。